

いじめの重大化を防ぐための 研修用事例集



令和7年11月

こども家庭庁
文部科学省

はじめに ～研修用事例集の活用について～

<研修用事例集の構成>

本事例集では、「はじめの重大化を防ぐための留意事項集」（令和7年11月）で提示したいじめの重大化を防ぐための15の留意事項を踏まえ、小学校・中学校・高等学校で発生したケースを設定しています。発達段階や研修のねらいなどに即して、御活用ください。

各事例は、事例、ワークシート、想定される回答例、解説で構成されており、解説については、いじめ防止対策推進法・いじめの防止等のための基本的な方針等の関係箇所に関する解説と、「事例に即した解説・協議のポイント」と題した留意事項集に関する解説の二つに分けて整理しています。また、各事例に対応する留意事項を示していますので、留意事項集もあわせて御参照ください。

<事例検討に当たって>

研修の場において、本事例集を活用して検討・協議を行う際には、単に感想を言い合うだけでなく、参加者の気づきを促したり、行動変容につなげたりできるように、ファシリテーター（集団で行う議論や対話の際に、グループが共通の目的を理解し、協力して目的を達成できるように支援する人のこと）の存在が必要です。ファシリテーターは、各事例の解説部分を事前に確認しておくとともに、以下の点にも留意した上で、参加者とコミュニケーションを取りながら研修を実施してください。

なお、研修の基本的な展開例は以下のとおりですが、このほか、研修の設定時間や参加者の状況に応じて設問を変更するなど、工夫して実施してください。

各自で事例を読み、ワークシート①に「気になった点」を記入する。

①に記載した点について、自分だったらどうするか考え、ワークシート②に記入する。

①や②を基に、各自の考えを交流し、ワークシート③のいじめの重大化を防ぐために学校としてどうしたらよいかという視点で協議する。

協議を振り返り、自校のいじめ対策に何が必要かを考え、ワークシート③に記入する。

個人

個人

グループ

個人

ファシリテーターの方へ

【事例検討の導入時のポイント】

- ・誰の発言に対しても批判・非難しないというルールを示し、安全・安心な場を確保します。
- ・最終的には「自校のいじめ対策に何が必要か考える」というゴールイメージを開始時に共有し、参加者に見通しを持たせます。

【事例検討の進行時のポイント】

- ・考えを発表する場を設定し、同様の意見を挙手で確認したり、「なぜそう考えましたか？」と質問したりすることで、対策のポイントや新たな発見に気付くことができるようにします。
- ・振り返りでは、協議で出た意見を参考に、具体的な行動目標が立てられるよう助言します。



○ 事例を読み込む時間を確保しましょう

事例の中に点在する「気になる点」に多く気付くことが、事例検討のスタートとなります。そのため、参加者一人一人が事例の内容を理解できるよう、十分な時間を設定してください。なお、時間が限られている場合などは、ワークシートの①の欄への記入を省略し、マーカー等で気になる箇所にラインを引くなどの工夫をすることも考えられます。

○ 想像力を働かせましょう

事例には、限られた情報しか記載されていません。事例を読み込む際には、記載されていないことでも「こんなこともあったのかもしれない」「もし、こうだとしたら対応が変わってくるのでは」と想像力を働かせるよう参加者に促すことで、その後の協議の活性化を図ることができます。

○ 「もし、自分だったら」という視点で考えましょう

事例は、ことの始まりから終わりまで、俯瞰的に情報を把握することができますが、登場人物の視点に立った時には、その時点で見えてこない情報があったり、先が見えない中で判断したりすることになります。参加者一人一人が、管理職・学年主任・学級担任等自分自身の立場に置き換え、「もしこの場面に立ち会ったら」という視点を持って「どんな情報が欲しいか」「そのために誰と協力したらよいか」を考えることで、自分事として捉えることができるようになりますとともに、組織的な対応の改善点も見えてきます。最終的にグループで協議する場面では、改めて俯瞰的に事例全体を見直し、学校としてどのような取組が必要になってくるかを検討するよう促しましょう。

<事例検討を踏まえた今後の研修への期待>

本事例集では、いつ、誰が、どのように行動すれば、いじめの重大化を防ぐことができるのかについて具体的に考えることができるよう、架空の事例を作成しましたが、実際に身近で起きたいじめの重大事態の事案や学校の設置者が公表している重大事態調査報告書を題材として、更なる事例検討を行い、同様の事態の発生防止につなげることも有効と考えられます。

また、事例検討を行う際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、いじめ事案について組織的対応を行う上で関係する教職員に幅広く呼び掛けて、参加を促していただくようお願いします。

さらに、いじめ対策は、学校だけで対応する問題ではなく、保護者や子どもをめぐる関係機関、地域住民なども含めた関係者が連携し、社会総がかりで取り組むことが重要です。そのため、教育委員会や首長部局において、保護者や地域の方がいじめの防止や重大化予防について学ぶ研修の機会を設けることも考えられます。そうした研修機会においても本事例集を御活用ください。

事例一覧

1 小学校教職員向け

【事例①】発達特性によるコミュニケーションの行き違いから生じたいじめ事案・4

【事例②】地域で気付かれたサインと学校の対応のすれ違い・・・・・・・・・・12

2 中学校教職員向け

【事例③】担任の思い込みと聴き取り不足による対応の遅れ・・・・・・・・・・20

【事例④】進学直前に起きたSNSいじめと学校の対応・・・・・・・・・・28

3 高等学校教職員向け

【事例⑤】部活動の閉鎖的な環境におけるいじめ事案・・・・・・・・・・36

【事例⑥】固定化した人間関係における性的ないじめと学校の対応・・・・・・・・44

<参考> 「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」の留意事項一覧

1 いじめの重大化を防ぐための対応

- 【1-1】 児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- 【1-2】 言葉以外のサインの察知
- 【1-3】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解
- 【1-4】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援
- 【1-5】 児童生徒が傍観者にならないための環境づくり
- 【1-6】 いじめ対策における組織的対応
- 【1-7】 いじめを行った児童生徒への対応
- 【1-8】 地域の関係機関との連携
- 【1-9】 保護者・地域と協働したいじめ対策
- 【1-10】 法、基本方針、ガイドラインに基づく対応

2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴

- 【2-1】 教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ
- 【2-2】 進級・進学、転校等の環境の変化
- 【2-3】 交際関係の開始・解消、性的ないじめ
- 【2-4】 インターネット・SNSにおけるいじめ
- 【2-5】 閉鎖的な集団におけるいじめ

<凡例>

- ・法…いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・基本方針…いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定）
- ・ガイドライン…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）
- ・提要…生徒指導提要（令和4年12月改訂）
- ・留意事項集…いじめの重大化を防ぐための留意事項集（令和7年11月）

※ 法や基本方針等の関係箇所に関する解説では「児童生徒」と表記していますが、事例に即した解説では、事例の対象となる校種によって「児童」又は「生徒」と表記しています。

事例
①

発達特性によるコミュニケーションの行き違いから生じたいじめ事案

小学3年生のAさんは、集団行動が苦手なことで、相手の気持ちを読み取ることが難しい傾向があった。ある日、休み時間にAさんがBさんの持ち物を勝手に触ったことがきっかけで、給食の時間にBさんとその友人たちが「Aさんは変なやつだ」と言いながら、Aさんを無視したり、陰口を言ったりしていた。その様子を目撃した担任は、関係する児童に対し「無視や悪口を言うことはいじめになるからやめなさい」と厳しく叱責した。

その日の帰りの会に、Aさんが隣の席のCさんの連絡帳に突然落書きをしてしまい、Cさんが泣いてしまった。担任はAさんを叱責したが、Aさんはなぜ怒られたのか理解できず、反省の様子も見られなかったため、さらに厳しく指導し、Cさんに謝罪をさせた。Bさんがその様子を笑いながら見ていたことにAさんが気づき、殴りかかりそうになるのを担任が制止した。

担任はこの一連の指導について、それぞれの家庭に連絡し、相手が嫌な思いをすることをしないよう家庭でも指導してもらうよう依頼した。Aさんの母親は「家でも手が付けられないときがあって困っています。御迷惑をおかけして申し訳ありません」と泣きながら話していた。

翌日、Bさんとその友人たちが「Aさんは乱暴で怖いし何するか予想できない」と言いふらし、Aさんを避けるようになった。Aさんはその行動の意味を理解できず、何度もBさんたちに話しかけたり、距離を詰めたりしたが、その度に「しつこい」「空気が読めない」と言われていた。実際に、Aさんの行動は衝動性によるもので、悪意のないものであったが、周囲の児童に不安な気持ちが広がり、Aさんは次第に教室での居場所を失っていった。

音楽の担当教諭が、Aさんの授業中の様子が気になり校長に相談したが「担任は学年主任で生徒指導主任だし、指導力があるから任せておけば大丈夫でしょう」と言われた。

その後、Aさんの行動の衝動性はさらに高まり、その都度担任から指導を受ける日が続き、時には担任以外の教職員が応援に行くこともあった。担任の対応やクラスの雰囲気も「またか」という感じになっていた。

応援として養護教諭が対応に当たったときに、Aさんが「毎日先生から怒られるし、クラスの子からは悪口を言われて無視もされる。教室にはいたくない。自分は学校に来ない方がいいのかな」と泣きながら訴えてきた。養護教諭は教頭に事情を説明し、校長に報告、いじめ対策組織で対応について検討することとなった。

- ① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や児童の言動で気になったところを挙げましょう。

- ② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

想定される回答例

① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や児童の言動で気になったところを挙げましょう。

- ・担任の「いじめになるからやめなさい」という指導。関係児童の話をお聴かず、特に、加害と被害の双方が見られる児童について、注意深く背景等を探ろうとせず、都度、単独の加害行為のみを捉えて指導している点。
- ・発見した行為に対し厳しく指導し謝罪をさせる担任の指導スタイル。
- ・母親がAさんの養育に困り感を抱えていると訴えているにもかかわらず、何も対応がなされていない。
- ・校長が担任の指導力を信用し、担任個人に対応を任せてしまっている。
- ・Aさんは、繰り返し注意や指導を受け続けることで、自信を失っている。
- ・Aさんが安心できる居場所が学校にない。
- ・Aさんの特性への対応がなされておらず、周りの児童も特性への理解が進んでいない。
- ・Aさんの特性に応じた対応について、学校だけでの対応が難しくなっている中、関係機関との連携がなされていない。
- ・「またか」という雰囲気から、教職員の中でも当該児童の行動への慣れが生じてしまっており、いじめとして対応すべき事案なのに、いじめとして対応することができなくなっている。

② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ・双方の言い分を傾聴する。
- ・衝突があったときに、お互いがどんな気持ちになっているかを聴き出す。
- ・Aさんの衝動性が、どのような状況、どのような関係性において高まってしまうのかを把握する。
- ・次に同じことが起きた時にどうしたらよいかを考えさせる。
- ・母親に連絡をする際、困り感について聴き取るとともに、スクールカウンセラーとの面談を提案する。
- ・指導の記録をもとに、複数職員で相談すること（状況によってはケース会議の開催）を提案する。
- ・Aさんがクールダウンできる環境（空き教室など落ち着くことのできる空間）を用意するとともに、Aさんを見守る教職員を割り当てるなど体制の整備を行う。
- ・Aさんの特性を理解し、その特性に応じた個別の教育支援計画を作成して対応に当たる。
- ・Aさんの保護者に対して、周りの児童に特性のことを伝えた上で、児童間でどのようにAさんと向き合うかを考えさせる時間を設ける等を提案し、Aさんがクラスでも馴染めるような環境づくりを行う。
- ・保護者とも相談した上で、発達障害者支援センターや医療機関等と連携し、心理・医学的見地からの意見をもらい、個別の教育支援計画に反映した上で、指導を進めていく。
- ・Aさんが周辺の児童に心身の苦痛を与えている可能性があるという状況を把握すると同時に、Aさんも周辺の児童の行動から心身の苦痛を感じている可能性があることを再認識し、学校いじめ対策組織に報告した上で、複数の職員により、見守りを行うことを提案する。

③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

- ・関係する児童生徒への聴取について担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等による聴取の機会の確保。
- ・スクールカウンセラーや関係機関によるアセスメントを通じた児童生徒の特性の把握、個別の教育支援計画・指導計画の作成と情報共有、計画に基づいた対応における教職員間の役割分担。
- ・保護者との連携に関して、担任だけでなく複数の教職員による連携。
- ・対応の「慣れ」を防ぎ、客観的なデータによる指導を実施するための1人1台端末を活用した心の健康観察の導入。

解説

<法・基本方針・ガイドライン・提要等の関係箇所に関する解説>

- いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく社会性の向上等児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切です。
(基本方針 P6)
- 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど校務の効率化を図る必要があります。
(基本方針別添2 P9)
- 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や周りで見えていたりはやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させいじめを深刻化させます。
(基本方針別添2 P3)
- 発達障害を含む障害のある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が当該児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
(基本方針別添2 P3)
- 自分の感情や行動をコントロールしきれずに無意識にとった行動が、結果として問題となる行動につながりやすいこともあります。児童生徒によっては、早合点やうっかりミス、不注意な誤りによる失敗も多く経験していることもあります。また、指示通りに活動できない、ルールや約束が守れないことは、友達関係の維持に影響します。注意や叱責を受ける機会が多いことは、自己評価や自己肯定感を下げる要因ともなります。
(提要 P271)

<事例に即した解説・協議のポイント>

■留意事項集1-3、1-4に即したポイント

- 【1-3】特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解
- 【1-4】特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援

本事例では、Aさんの背景事情を考慮することなく、単に「加害者」と見なし画一的に指導する場面もありましたが、その背景にはAさんの特性に対する、教職員及び周囲の児童における理解不足がありました。教職員が児童の特性を正しく理解し、周囲の児童にも適切な指導を行うことで、いじめの防止と早期対応が可能になります。

事例から読み取れる情報の中に、発達障害の診断に言及するものではありませんでしたが、診断の有無により対応を考えるのではなく、児童が抱える困難さから対応を考えることが大切です。Aさんについては、不注意や多動性、衝動性など行動面の特性による困難さ、対人関係やコミュニケーションに関する特性による困難さに対する個別的な配慮が必要になると考えられます。また、失敗経験の繰り返しによる意欲の低下や対人関係でのトラブル等による二次的な問題を防ぐためには、心理面、健康面の配慮も大切になります。特定の児童に対する配慮を学級集団の中で提供するためには、特別視せずにお互いを認め合い支え合う学級づくりを行うことが重要な基盤になると考えられます。

■留意事項集1-8、1-9に即したポイント

- 【1-8】地域の関係機関との連携
- 【1-9】保護者・地域と協働したいじめ対策

本事例では、校長は担任の指導力を見込んで、対応を一人に任せるような発言をしていましたが、管理職としてリーダーシップを発揮して、支援体制を整備しなくてはなりません。結果として担任による一方的な指導が繰り返されていましたが、特性に応じた適切な支援を講じていくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を持った職員との連携のほか、教育委員会の巡回相談員や専門家チーム、センター的機能を有する特別支援学校、療育機関や発達障害者支援センター等の関係機関の協力を得るなどして、ケース会議を開催することが必要だったと考えられます。

また、本事例においても、関係機関から当該児童の特性に対する支援の手立てを具体的に考えるための助言を得ることにより、保護者と教職員との間で共通理解を図った上で、早期に協働して支援を行うことができた可能性があります。本事例においては、母親が「家でも手がつけられないときがあって困っている」と発言していることから、保護者が不安を感じていることがうかがえます。Aさんのことについて、どこにも相談できていない可能性もあり、問題を学校・保護者間で共有し、保護者の孤立感に対する精神的な支えとなるように、教職員と保護者が信頼関係を構築することが重要になります。

支援について話し合う際、苦手なことばかりに注目するのではなく、得意なことにも注目し、児童の全体像について共通理解を得ることが求められます。相談することで対応の方向性が見つかり、安心感が得られる経験を積み重ねることを通じて、保護者は相談することにメリットを感じられるようになり、次の相談へとつながります。

■留意事項集2-1に即したポイント

【2-1】教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ

本事例では、Aさんの日常の行動等から、担任も「またか」という心情になり、一つ一つの行動について、いじめへの対応がなされていませんでした。いじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であり、いじめと疑われる行為があれば、対応が必要です。

また、本事例においては、養護教諭に対して「毎日先生から怒られるし、クラスの子からは悪口を言われて無視もされる。教室にはいたくない。自分は学校に来ない方がいいのかな」と泣きながら訴えてきたことから、早期に悩みを相談する環境が整っていれば、早期にいじめとして対応することができた可能性もあります。そのため、児童生徒が気軽に悩みを相談することができるよう、**教育相談体制の充実**（例：教育相談週間の設定、生活アンケートやスクリーニング会議を通じた積極的な相談の実施等）や、**1人1台端末を活用した心の健康観察の導入**など児童生徒の心の声を聴くことができる取組が求められます。

事例
②地域で気付かれたサインと
学校の対応のすれ違い

小学6年生のDさんは、学校に隣接する放課後児童クラブ（学童）を利用していたが、ある日担任に「あ～、学童行きたくないな～」と話しかけてきた。担任が理由を聞いたところ、最近、一人になってしまうことが多いことを気にしているとのことであった。担任は日頃から学級内の人間関係が良好であると思っていたので「このクラスはみんな仲良しだけど学童だと他のクラスや学年の子もいるしね。学童の先生に相談してみたら？」と声を掛けると、Dさんはそれ以上語らずに教室を出ていった。

その日、学童の職員が、Dさんがいつも一緒に遊んでいた児童と離れ、一人で座っている様子や、その子たちがDさんの方を見てひそひそ話して笑っている場面を目撃した。職員は「何かあるのでは」と感じ、関係する児童を呼び、事情を聞いた後、「そういうのって感じ悪いよ。もうこれで止めておきなさい。もうすぐ卒業なんだから仲良くしなさい」と指導した。

翌日、他の児童から昨日の学童での出来事を聞いた担任は、Dさんに「昨日の学童のこと大丈夫だった？」と尋ねたところ、驚いた様子で「あ、はい、大丈夫です、たぶん」と答えたので、いじめの定義には該当しないと判断し、担任はそれ以上詳しく確認することはなかった。

その後、Dさんは授業中も発言が減り、休み時間は一人で過ごすことが多くなっていったが、担任は「卒業前で気持ちが不安定なのだろう」「この時期はよくあること」と思い、様子を見守っていた。

その後、Dさんが放課後に地域の公園で泣いているところを近所の人が見つかり、学校に連絡が入った。「学童で友達に悪口を言われているようだ」ということだったが、連絡を受けた学年主任は御礼を伝えるとともに「学童に連絡します」と伝えた。その後、学童に連絡し、「学校外の出来事なので、そちらで指導をお願いしたい」と依頼した。

数日後、Dさんが保健室で「もう学童も学校も嫌になった」と話したため、養護教諭が状況を聴き取ったところ、複数の児童から無視されているとの訴えがあった。腕にはリストカットの痕があることを確認したため、速やかに校長へ報告し、校長は、学校いじめ対策組織を招集した。

担任が、保護者に連絡して経緯を話したところ、「悩み事があったようで、先生に相談したか聴いたら、先週的生活アンケートに書いたから大丈夫だと言っていた。どうしてもっと早く対応してくれなかったのか。重大事態として調査してほしい」と申立てを行う旨の発言があった。生活アンケートを見直したところ、自由記述欄に一度書かれていた文章を消した痕跡が見つかり、そこにはうっすらと「助けてください」と書かれていた痕が確認できた。

- ① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や児童の言動で気になったところを挙げましょう。

- ② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

想定される回答例

① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や児童の言動で気になったところを挙げましょう。

- ・ Dさんは学童の不安を口にしましたが、担任が思い込みによる助言を行い、傾聴する姿勢を示さなかったため、Dさんは話すことを止めてしまった。
- ・ 担任から学童でのことを聴かれたDさんがあいまいに「大丈夫」と回答していたが、担任はそれ以上の確認を行わなかった。
- ・ 担任はいじめであるか否かの判断を表面的に行っている。
- ・ 担任は、Dさんの元気がない様子に気付いたが、自身の経験に基づく思い込みから、Dさんの気持ちを更に聴き取る行動をとっていなかった。
- ・ 学童でのいじめということで、学校外の出来事であることを理由に、学校が対応に消極的であった。
- ・ Dさんは、アンケートに一旦何らかの訴えを記入したがそれを消している。
- ・ 担任が他の教職員に相談する様子が見られない。

② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ・ 悩み事などを訴えてきたときには、じっくりと話を聴き取る。
- ・ ひそひそ話をしていた児童に関して、自分が見ていない場所でDさんをいじめている可能性があるため、組織的に共有するとともに、他の教職員にも見守りを依頼する。
- ・ 何かあったときには「大丈夫か？」と閉じた聴き方でなく、「何かあったの？」と尋ねて思いや自分の考えを引き出せるような聴き方で尋ねる。
- ・ 学童クラブでの出来事の情報把握した段階で、保護者や学童の職員と連絡を取り、事情を聴き取る。
- ・ アンケートに気になる記載や何度も消した跡があった場合には、速やかに本人に確認する。
- ・ 児童の気になる言動があったときには、学年主任や学年職員に相談をする。

③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

- ・学童に対して、児童間トラブルがあったときの対応手順（学校との情報共有）について説明しておく。
- ・アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェックを行う体制を整える。
- ・保健室や相談室などを気軽に利用できる場とする居場所づくりを行う。
- ・学校開放日等を活用し、保護者や地域の人たちに学校のいじめ防止基本方針等を説明する。
- ・学年の教職員や養護教諭、管理職等と日常的に気になったことを、気軽に雑談することができる場を設ける。

解説

<法・基本方針・ガイドライン・提要等の関係箇所に関する解説>

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否か判断するときは、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。

(基本方針 P4)

- いじめには様々な態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するときには「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要があります。例えば、状況によっては、いじめられていても本人がそれを否定する場合もあることを想定し、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(基本方針 P4、5)

- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行います。

(基本方針 P5)

- 法第2条(定義)の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など当該児童生徒と何らかの人的関係を指しています。

(基本方針 P5)

- アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック(人を変えて、複数人で再確認する)を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見つかったときには、速やかに対応します。

(提要 P135)

<事例に即した解説・協議のポイント>

■留意事項集1-1、1-2、1-6に即したポイント

- 【1-1】児童生徒の言葉の聞き取りと深い理解に基づく対応
- 【1-2】言葉以外のサインの察知
- 【1-6】いじめ対策における組織的対応

本事例では、DさんがSOSを出そうとしていたにもかかわらず、担任がそれをうまく受け止められず、児童の思いを聞き取ることができませんでした。「学童に行きたくない」という児童の訴えに対し、学級内の人間関係が良好であるという思い込みから、学童で嫌なことがあったとしても、何とかなるだろうという考えが生まれていた可能性もあります。児童の問題については、先入観を持たずに児童の声をしっかり受け止め、問題の根源、理由がどこにあるのかを丁寧に探ろうとする態度が必要だったと考えられ、「行きたくないんだね。何かあったの?」といった声掛けが必要であったと考えられます。

いじめの定義には、①行為をした者も行為の対象となった者も児童生徒であること、②両者の間に一定の人的関係が存在すること、③心理的又は物理的な影響を与える行為がなされたこと、④当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じていること、という4つの要素が含まれています。これらのうち確認できていない要素があったとしても、それは現時点では確認できていないだけで、状況によっては、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となる場合もあります。本事例では、学童での出来事を知った担任がDさんに確認していますが、Dさんは「大丈夫です」と答えており、言葉だけを見れば、苦痛を感じていないと判断することもありますが、そのときの表情や声のトーンなど丁寧に確認した上で、対応する必要があります。また、「大丈夫だったか」という「はい」か「いいえ」で答える聞き方よりも、「何かあった?」といった、相手が自由に回答できるオープンエンドな聞きの方が、児童の思っていること、感じていることを引き出すことができると考えられます。

また、本事例においては、担任だけでなく、地域の公園でDさんが泣いているところを見つけた近所の人からの連絡を受けた学年主任もDさんに関する情報を把握していたにもかかわらず、その情報を組織的に共有することなく、養護教諭がその異変に気付くまで適切な対応がなされることはありませんでした。その結果としていじめの重大化を招いてしまうことになりました。

Dさんのことを心配していた保護者は、我が子から「アンケートに書いたから大丈夫」と聞いていますが、実際には消されて提出されています。学校に対して不信感を抱き始めている保護者からすると「本当は書いてあったのに担任が消したのではないか」と疑いを持つかもしれません。もし、アンケート実施後に速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する）を行い、SOSの痕跡に気付いて「何か伝えたいことがあったんじゃないの?」と声をかけ、その状況を組織的に共有することができていたら、その後の展開が大きく変わっていたかもしれません。

■留意事項集1-8、1-9に即したポイント

【1-8】 地域の関係機関との連携

【1-9】 保護者・地域と協働したいじめ対策

学童におけるトラブルに関して、学校は児童や地域の人からその情報を把握していましたが、対応を学童の職員に任せていました。法第2条のいじめの定義にある「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず児童生徒が関わっている集団などの人的関係を指していること、法第23条においていじめに対する措置については学校にその義務が示されていることから、学童の職員の協力も得ながら、学校が積極的に関与する必要がありました。学校は、保護者、地域住民等の多方面から情報を収集することにより、早期のいじめの発見や認知につなげることができると考えられます。そのため、教職員は日頃から、他の教職員や保護者、地域住民と積極的にコミュニケーションを取り、情報交換をしたり、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について学ぶ機会や協議する機会を設けたりするなど、保護者や地域との連携を図ることが求められます。

事例
③

担任の思い込みと聴き取り不足による 対応の遅れ

中学1年生のあるクラスの担任は、学校行事で男女分け隔てなく団結していた生徒の様子から、今年のクラスは「とても仲が良い」と感じていた。特にFさんを中心とする3人組がリーダーシップを発揮して、授業でも積極的に発言するなど、場を盛り上げ、クラスを引っ張っているようだった。教科指導でクラスを訪れる学年の教職員からは「先生のクラスは元気があっていいですね」とよく言われていた。

一方で、Eさんはその3人によく誘われてはいたが、「冗談めかしてあだ名で呼ばれる」「いじられてクラスの笑を取る」「廊下で勢いよく身体をぶつけられる」といったことをされていた。おとなしい性格のEさんだったので、3人が意識して関わってくれているのだなと担任は感じていた。

Eさんは笑って受け流していたし、困っていることがないか聴いたときも「別に」と言ったので、担任も、双方でふざけ合っているだけだろうと特に気にしていなかった。

1学期の終わり、Eさんの生活アンケートを見ると、何度か書き直した痕跡があり、そこには「ちょっと嫌なことがありました」と小さく書かれていた。担任は、休み時間の教室で「最近困ったこと何かあったの」とEさんに尋ねたが、「大丈夫です」と答えたため、担任は「あの3人とも仲良くしているもんね」と言い、それ以上深く聴き取ることはなかった。

2学期に入ると、Eさんは、遅刻もあり、休み時間に1人で過ごすことが増え、元気のなさが目立つようになった。保健室にも行くようになり、頭痛や腹痛を訴えることが多くなった。養護教諭からは「Eさんの様子が気になる」と連絡があったが、担任は夏休み明けで体調を崩しているのだろうと考え、Fさんたちに「Eさんを元気づけてあげて」と伝えた。

ある日、Eさんが突然学校を休み、そのまま数日間欠席が続いた。その後、母親から担任との面談の申し入れがあったため、面談を行ったところ、母親は泣きながら「ずっと前から、Eは学校が怖かったって…。クラスのみんなは仲がいいって先生が言ってたから先生には迷惑をかけたくないって、何も言えなかったみたいです。でも、元気のいいFさんたちが、おとなしい娘を構ってくれるのは私もうれしく感じていたし、いじめだとは思っていません。親子で話してみるのもので、この件でFさんたちを厳しく指導することはしないでほしいです」と話した。担任は、母親の意向を尊重し、担任として学級での様子をしっかりと見守っていくことを約束した。

- ① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

想定される回答例

① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ・ Fさんたちに頼りすぎた学級経営になっていなかったか。
- ・ 仲の良いクラスを意識しすぎ、同調圧力が強まりすぎていなかったか。
- ・ 「冗談めかしてあだ名で呼ばれる」等の状況をよく見ていたにもかかわらず、詳細を聴き取らずに「双方のふざけ合い」であると都合よく判断していた。
- ・ Eさんの「別に」という発言のみで安易に問題なしと判断した。
- ・ 生活アンケートの書き直しに気付いたが、本当は何と書きたかったかを聴き出せていない。
- ・ 生活アンケートの回答に基づいて、聴き取りを行うところまではよかったが、Eさんへの聴き取りを他の生徒がいるであろう休み時間の教室で行っていた。さらに、「困ったことはないか」という質問に対し「大丈夫です」との回答に違和感を持っていない。
- ・ 深く聴き取らず、「仲良くしている」と担任から決めつけたように言われ、EさんはSOSが出せなくなってしまった。
- ・ 終始担任単独の判断。スクールカウンセラー等の専門家との連携もされていない。
- ・ 遅刻、孤独、元気のなさ、体調の異変を把握しながら面談をせず、Fさんたちに頼っている。
- ・ 数日休んでいても、保護者の面談申し入れがあるまで家庭へ連絡していない。
- ・ 保護者がいじめの定義を正しく理解していないところ、担任が正そうとしていない。
- ・ 担任が、Eさんへのいじめと捉えて学校いじめ対策組織に報告すべきであるのにしていない。
- ・ 担任として、Eさんへの見守りはすることになったが、Fさんたちへの指導は全くなされてない。
- ・ Eさんの思いや考えを直接聴き取ることをしていない。

② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ・複数の教職員で対応に当たるため、学校いじめ対策組織に速やかに報告する。
- ・小さな違和感に気付いた時に、学年職員や養護教諭、スクールカウンセラー等に相談する。
- ・生徒から話を聴くときには言葉だけでなく、表情や行動も注意深く観察する。
- ・生徒から話を聴くときには、相談室など心理的安全性が確保された場所で行う。
- ・生徒に気になる言動があった場合、保護者に連絡し家庭での様子などを聴き取る。
- ・いじめの定義等を学ぶなどの未然防止教育を学年職員で協力して実施する。
- ・保護者に対してもいじめの定義について説明・周知する。
- ・保護者は、Fさんたちに厳しく指導することはしないでほしいと言っているが、いじめの定義に従えば、本件についてはいじめであることをEさんの保護者に伝えるとともに、本人達には「いじめ」という言葉を使わないで、指導することも可能である旨を説明する。あわせて、学校いじめ対策組織への報告も確実にを行う必要がある。

③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

- ・どんなことでも気軽に相談し合える職員間の同僚性の向上、風土づくり。
- ・生活アンケート等の結果のダブルチェック体制をとる。
- ・いじめの定義や法の趣旨、いじめ防止基本方針等の理解促進を図る校内研修の実施。
（教職員のいじめの感度を上げる取組）
- ・悩み相談室等、児童生徒が安心して相談できる環境整備。
- ・対応の振り返り（リフレクション）を同僚間で行える体制づくりと、成果と課題の共有。
- ・入学式や入学説明会、年度初めの集会や保護者会等の場を利用して、児童生徒・保護者に対して法の趣旨や学校いじめ防止基本方針について説明する。

解説

<法・基本方針・ガイドライン・提要等の関係箇所に関する解説>

- いじめには様々な態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するときには「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要があります。例えば、状況によっては、いじめられていても本人がそれを否定する場合もあることを想定し、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(基本方針 P4、5)
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行います。

(基本方針 P5)
- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず双方の成長支援に働きかける指導をするなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、この場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要になります。

(基本方針 P5)
- いじめに関する保護者や地域住民の認識を高めるため、学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、学校におけるいじめ防止に係る取組や、学校の内いじめに対する措置の具体など、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する必要があります。さらに、いじめに対する家庭や地域の気付きが学校に届くように、情報窓口や相談体制の周知を図ることも必要になります。

(基本方針 P25、提要 P139)
- アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見つかったときには、速やかに対応します。

(提要 P135)

<事例に即した解説・協議のポイント>

■留意事項集2-1に即したポイント

【2-1】教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ

本事例では、担任は、クラスの日頃の様子から「今年のクラスは仲が良い」という認識を持っていました。そのこと自体は悪いことではありませんが、その思い込みにより、Eさんに対するからかいや身体的接触などの場面も「ふざけ合い」として見過ごしてしまった可能性があります。このように、ポジティブなクラスイメージに基づく先入観が、個別の生徒の苦しみに気付く妨げとなっていた点が課題であったと考えられます。

特に、「元気な中心グループ」がいるクラスでは、その影にいる生徒の様子に目が向きづらくなる可能性があります。また、たとえ問題があるかもしれないと思っても「今回だけのことだ」「偶然起きたこと」などと捉え、クラスの状況について正確に把握できなくなる可能性があり、注意が必要です。

あわせて、生徒の居場所であるクラスが、表面的な楽しさや団結感だけでなく「安心して弱さを出せる」「誰かに助けを求められる」など、心理的安全性が保たれていなければなりません。教員自身が、クラスの状況について問い直す習慣を持つことが大切です。

■留意事項集1-1、1-2に即したポイント

【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応

【1-2】言葉以外のサインの察知

本事例においては、担任がEさんに困っていることがないか声を掛ける場面が見られましたが、Eさんが「大丈夫です」と返答した時点でそれ以上深く踏み込むことはしませんでした。また、生活アンケートには、何度か消した痕跡とともに「ちょっと嫌なことがありました」と書かれていたにもかかわらず、明確なフォローアップがなされませんでした。

このことから、Eさんの「言葉にしづらい思い」や「本音」を引き出すための継続的な関わりや、聴取する環境に課題があったと考えられます。Eさんは、先生に迷惑をかけたくない、あるいはFさんとの関係性を壊したくないという思いから、本音を言えなかった可能性があります。「何か困っている？」と声をかけたときの「大丈夫です」「別に」などの受け答えを表面的に受け取らず、その背景にある心情を汲み取る姿勢が必要です。特に重要なのは、話を聴く大人との関係であり、この人に伝えれば助けてもらえる、悪いことにはならない、秘密は守られる、などと思われるように、日頃から生徒とのやりとりに気をつけ、信頼関係を築いておくことが重要です。本事例においても、日頃からの取組の積み重ねにより、Eさんが担任に、早期に自分の本音を言うことができた可能性があります。

また、生徒の話を聴くときの環境にも配慮が必要です。本事例では、周りに人がいる休み時間の教室で困ったことはないかを聴き出そうとしていますが、悩み事等を聴き出すときは、静かな空間や養護教諭との連携による個別対応で話を聴くなど、心理的安全性を確保するといった配慮が必要になります。個別に教職員と話していることが、誰にも分からないような時間、場所を設定するようにしましょう。大人と二人で話しているところを、関係生徒はもちろん、他の子には知られたくないと思っている可能性があります。

話を聴くときは、どういう事実があり、それに生徒がどう感じたのかを誠実に聴き、途中で急かすことなく、じっくりと話を聴くことが重要です。また時間が十分でないときは、次に話を聴く時を約束し、繰り返し話を聴く場を設け、信頼関係を築いていくことが重要です。

さらに、Eさんは、「笑って受け流す」「教室で一人で過ごすようになる」「体調不良を訴えて保健室に通うようになる」といった複数のサインを出していました。加えて、生活アンケートの書き直しの痕跡も重要な非言語的メッセージであったと考えられます。しかし、担任はこれらを一過性の体調不良や気分の問題として受け止め、心理的なSOSとして十分に認識・対応できなかった点に課題があったと考えられます。言葉にならないSOSを拾い上げることはとても大切であり、何らかの人間関係トラブルなどの悩みを抱えていると、心の不調だけでなく、腹痛や頭痛、夜眠れない、食欲がなくなるなどの症状を持つことがあります。さらには、それまでとは違う行動、表情を見せたり、「書き直した痕跡」のように、自ら援助要請をしようとしつつ、それにためらう様子を見せたりすることがあります。こどもたちの行動、表情には言葉にならない、もしくはできない訴えがあることに普段から留意しておく必要があります。

こどもの表情、行動の変化に敏感な大人もいますが、そうしたことに気付くことが得意でない大人もいます。その個人差は避けられないものですが、大切なのは、それを補うために、養護教諭、同僚の教職員、支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者など、他者からの情報に留意することです。特に養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、一般の教職員とは別の視点を持っています。「担任である自分が一番分かっているはずだ」のように思い込まず、他者からの声を貴重な意見であると扱うべきです。特にいじめについては、組織での対応が求められていることに注意してください。

■留意事項集1-7に即したポイント

【1-7】いじめを行った児童生徒への対応

本事例においては、Eさんの保護者から、「Fさんたちに厳しく指導することはしないでほしい」と言われていますが、Eさんの思いや考えを直接聴き取ることをしていません。いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することが求められますが、本事例においては、Eさんの思いを丁寧に聴き取るとともに、今後Fさんたちとどのように接していきたいかを確認することも重要であり、仮にEさんが引き続きFさんと仲良くしたいということであれば、その考えを尊重しながらFさん達には指導をしなければなりません。

国の基本方針では、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず双方の成長支援に働きかける指導をするなど、柔軟な対応による対処も可能であると示しています。具体的に本事例の場合は、Fさんたちの取った行動を振り返らせ、Eさんがどんな気持ちだったかを伝えることで内省を促した上で、謝罪の場を用意したり、今後の互いの接し方について一緒に考えていく場を設定したりするといったことが考えられます。その場合、経緯とともに、学校として関係する生徒の成長支援に働きかける指導を行っていくことを、双方の保護者に連絡し、理解と協力を得るようにすることが重要です。

進学直前に起きたSNSいじめと 学校の対応

中学3年生のGさんは、一足先に進学先が決定し、念願のスマートフォンを親に買ってもらった。友人の多くはスマートフォンを所持していたため、部活動のメンバーやクラスメイトのグループチャットに参加し、メッセージのやり取りを楽しんでいた。

ある日、Gさんの友人であるHさんが、担任に「SNSでGさんの悪口を書いている人がいる」と相談した。話によると、Gさんを除いたメンバーで別のグループチャットを立ち上げ、「先に進路が決まったからって調子に乗っている」「あいつのせいで俺が落ちたら呪ってやる」「目障りだからどっか行ってほしい」などと書き込んでいるとのことだった。また、Gさんはこのことを知らないとのことだった。

担任は、書き込みに関係する生徒を呼び出し、事情を聞いたところ、夜遅くGさんがしつこくメッセージを送ってきて勉強に集中できず、辛くて思わずやってしまったとのことであった。担任から関係生徒に対して「Gさんには気を付けるよう言うておくから、書き込みはすべて削除して二度とやるな。このことをGさんが知ったら傷つくから、本人には言うなよ」と指導した。

その後、この件に関して担任はGさんや関係生徒を指導することはなかったが、学級での様子は落ち着いていて、特段変わったこともなく、無事に卒業の日を迎えた。

中学卒業から半年後、Gさんの進学した高校から「Gさんについていじめ重大事態の調査を行うことになったので、協力をお願いしたい」との連絡が教頭にあった。詳しく事情を聴くと、夏休み明けにGさんの欠席が続き、面談の中で、高校進学後にSNSで誹謗中傷を受けていることが判明したとのことだった。異なる学校に在籍している関係生徒複数名への聴き取りの中で、誹謗中傷のきっかけが中学校卒業前のグループチャットだったことと、担任の指導を受け、チャットを削除したことが分かり、当時のことを教えてほしいということだった。教頭はこの件を把握していなかったため、当時の担任を呼び、事情を確認したが、指導に関する記録は一切残っていなかった。

秋以降も、Gさんはメンタルの不調が続き、一度も登校することができず、そのまま別の高校へ転校することになった。

- ① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

想定される回答例

① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ・関係生徒に対する指導が、担任からの口頭注意にとどまっていて、その後、指導内容や状況に関して組織的な情報共有がなされていない。
- ・関係生徒の保護者への連絡がなされていないため、家庭への助言ができていない。
- ・担任に相談したHさんへのケアや、Hさんから聞いたことへの対応の方向性が示されていない。
- ・担任の判断でメッセージの削除を指示したことで、事実確認ができなくなってしまう。
- ・対象生徒の様子を観察している状況が見られない。
- ・指導に関する記録が取られておらず、高校に引継ぎがされていなかった。
- ・そもそもGさんの行為自体もいじめに該当する可能性がある行為である。また、Gさんへの指導をする旨、言及しているが、実際にはされていない。

② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ・関係生徒に対して、理由があったとしても書き込んだ内容は誹謗中傷に当たることを教えたり、本人がこのメッセージを知ることになったらどんな気持ちになるかを考えさせたりするなど、今後のSNS利用について指導を行うとともに、事実を関係生徒保護者にも伝え、家庭での指導も併せて依頼する。
- ・学校いじめ対策組織で、SNSでGさんに対する悪口が書かれているという情報を共有し、指導に関する記録を含め、保存しておき、Gさんや関係生徒の普段の様子を注意深く確認したり聴き取りを行ったりする。
- ・進路決定者に対し、卒業までの生活の注意点や周囲の生徒への配慮事項などについて改めて指導を行う。
- ・SNSによるいじめは、卒業後も続く可能性があるため、学校内だけではなく、進学先の学校に対しても、情報を共有する。
- ・SNSを利用したいじめは実態が把握しづらいことから、より注意深く関係生徒の様子を見守り、解消に向けた取組・働きかけを行う。

③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

- ・ いじめの対応マニュアルの中に、インターネット・SNSでトラブルが起きた場合の対応の在り方や警察への相談を行う事例など、具体を示しておく。
- ・ 指導の記録の取り方などの統一様式を作成し、学校いじめ防止基本方針に位置付ける。
- ・ いじめに該当し得る情報（疑いも含む）があった場合に個人で判断せず、複数の教職員で相談できる体制を整える。
- ・ 組織的にいじめとして認知した事例については、進級・進学・転校の際に、どのように引継ぎを実施するかを事前に決定・共有しておく。
- ・ 保護者に対して、スマートフォンやSNS等の利用に関するルール作りを保護者会等で依頼する。
- ・ 児童生徒自身がスマートフォンやSNS等の利用に関するルール作りを行うような機会を設定する。

解説

＜法・基本方針・ガイドライン・提要等の関係箇所に関する解説＞

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。
(基本方針 P4、5)
- 最近では、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。本事例のように、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースであっても、被害の未然防止の観点から、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。
(基本方針 P5)
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報や指導の経緯を適切に記録・保存しておく必要があります。また、事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合もあることから、進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校いじめ対策組織で共有された情報については、学校間で適切に引継ぎを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要になります。
(基本方針 P30、基本方針別添2 P9、ガイドライン P44)
- 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となります。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましいです。
(ガイドライン P7)
- いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行います。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応することが必要です。
(ガイドライン P44)

<事例に即した解説・協議のポイント>

■留意事項集1-10、2-4に即したポイント

- 【1-10】法、基本方針、ガイドラインに基づく対応
- 【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ

本事例において、Gさんは進学先が決まり、他の生徒に対して配慮のない行動により、関係する生徒を辛い気持ちにさせ、勉強の邪魔になっていた可能性があります。しかし、いかなる理由があったとしても、Gさんに対して、傷つける言動をとってはならない点について、関係生徒へ指導する必要があります。

また、Gさんは、本事例のいじめの重大事態においては対象生徒ですが、夜遅くにメッセージを送る行為がきっかけで関係生徒が精神的な苦痛を受けているのであれば、Gさんによるメッセージ送信行為も法で定めるいじめに該当する可能性があります。本件に係る情報を把握した担任は、学校いじめ対策組織に報告し、双方の生徒に対し、自分の取った行動を振り返らせた上で、相手がどのような気持ちであったか認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にも事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら指導・支援していく必要があったと考えられます。

また、いじめの定義には、①行為をした者も行為の対象となった者も児童生徒であること、②両者の間に一定の人的関係が存在すること、③心理的又は物理的な影響を与える行為がなされたこと、④当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じていること、という4つの要素が含まれていますが、本事例では、GさんはSNS上で悪口を書かれていたことに気付いておらず、④の要素が欠けています。しかし、国の基本方針に「いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である」ことが示されているとおり、このケースでも、もしSNS上の悪口をGさんが知ることとなれば、苦痛を感じることは容易に想像できます。ですから、当該行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となります。

SNS等、インターネットを介したいじめは、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要があります。本事例においても、SNSに書き込まれた内容によっては、自治体の相談窓口の専門家や必要に応じて所轄の警察に相談する必要があるかもしれません。時には、投稿を削除せずに、画面のスクリーンショットを記録として保存する必要がある場合も生じるため、速やかに専門家等に相談することが考えられます。

さらに、本事例のような、SNS等を利用したいじめについては、学校だけで対応することは難しく、書き込みに関係する生徒の保護者とも連携して対応することが必要であり、入学式や年度初めの保護者会において、インターネットやSNS等で誰かの悪口を書かないことやフィルタリングによって接続できるサイトを制限する等、スマートフォン等の利用について、家庭でルール作りを行う必要性を周知することが望ましいと言えます。今回の事例であれば、Gさんへの悪口が書かれていることを把握した時点で、担任は、書き込みに関係する生徒の保護者に連絡した上で、組織的に対応を検討するとともに、家庭においてSNS等の使い方について話し合う機会を設ける等の対応を行うことも考えられます。

■留意事項集2-2に即したポイント

【2-2】進級・進学、転校等の環境の変化

本事例において、指導に関する記録が一切残されていなかったことは適切ではなかったと考えられます。日頃の教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する必要があります。そのため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットを作成するなど文書管理の仕組みを整えておくことが考えられます。本事例に即していえば、①関係する生徒がGさんに対する悪口を言っていたこと等Gさんと関係生徒間にトラブルが生じていたことと、②当該トラブルに対する指導内容等を記録して保存しておくことが必要です。

いじめに関する指導・支援を行った記録は、進級や進学、転校の際の環境の変化に伴う生徒の不安に寄り添い適切に支援するために、確実に引き継ぐことが必要です。継続的な配慮が必要であることから、引継ぎの際には、学校いじめ対策組織の記録のほか、指導要録や「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、情報共有を図ることも考えられます。

事例
⑤部活動の閉鎖的な環境における
いじめ事案

ある高校の男子バレーボール部は、県内でも強豪校として知られており、練習は厳しく、上下関係も非常に厳格であった。部員数は20名程度で、3年生が主導権を握り、1年生は雑用や準備・片付けなどを一手に担っていた。

いじめの対象となったのは、1年生のIさんである。Iさんは中学時代にバレーボールの経験があり、入部当初から技術的に注目されていた。

ある日の練習中に顧問から3年生のレギュラーメンバーに対し「そんな気の抜けたプレーをしているなら、Iと交代させるぞ！」と喝を入れた。日頃より顧問から期待を込めて熱心に指導されているIさんに対し妬みの感情を抱いていた3年生は、この日を境にIさんをこれまで以上に意識するようになった。顧問は3年生たちが触発されて練習に真剣に取り組むものだろうと考えていた。

しかし、顧問の思惑は外れ、練習以外の場面で、3年生からIさんに対する無視や暴言、過度な雑用の押し付けといった行為が次第にエスカレートしていった。

違和感を覚えたIさんは、思い切って顧問に相談したが、「部活動の世界では当たり前のこと。それを乗り越えて成長するんだ」と檄を飛ばされ、3年生の部員に対しても特段指導を行わなかった。Iさんは先輩の行為に対して嫌な気持ちが芽生えていたが、それを上達のために必要なことであると自分に言い聞かせるように我慢することを決めた。

3年生のIさんに対する行為は更にエスカレートし、練習中にわざとボールをぶつける、私物を隠す、部室で暴力を振るう、SNSのグループチャットで誹謗中傷するなどの行為が日常的に行われるようになった。Iさんは次第に無口になり、練習にも集中できなくなっていった。2年生は気付いていたが、先輩が怖くて何もできなかった。

日に日に元気がなくなっていくIさんの姿を心配した担任は、顧問に相談をしたが、顧問からは「本人の成長のために必要なことなので私に任せてほしい」と言い、聴き入れてはくれなかった。顧問は生徒指導主事を務めていたため、担任もそれ以上意見を述べることはできなかった。

それからしばらくして、Iさんがマネージャーに対して盗撮行為を行ったことが発覚した。被害届が出され、警察が捜査したところ、3年生から関係修復の条件として、盗撮することを強要されたことが判明した。Iさんの保護者からは退学する旨が伝えられたが、バレーボール部の顧問や3年生に対して不信感が強く、裁判を起こす準備をしているとの話が学校に入った。

- ① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

想定される回答例

① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ・閉鎖的な部活動内で厳格な上下関係があるなど、いじめが起こりやすい環境だったのではないか。
- ・顧問はIさんのSOSを「部活動の世界では当たり前」という間違った考えにより、真剣に受け止めず、3年生に対しても指導を行わなかった。
- ・Iさんは嫌な気持ちだったが、上達のために我慢するものだと思い込んでしまった。
- ・いじめの行為が放置されたことでエスカレートしている。
- ・2年生は気付いていたが、誰かに相談することができなかった。
- ・担任がIさんの不調に気付いたが、顧問の揺るがない態度にそれ以上意見を述べられなかった。
- ・Iさんは、盗撮という犯罪行為を強要されても3年生との関係修復を優先しようとしていた。誰にも相談できなかった。

② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ・生徒指導主事の顧問が何と言おうと、Iさんの悩みを聴き取ることにはできるし、顧問だけではなく管理職に相談し、組織の他の教職員も巻き込んで顧問に働きかける。
- ・Iさんの相談にのって把握した事実を学校いじめ対策組織に報告する。管理職と情報共有する。
- ・日頃から、積極的な声掛けを通して、生徒に「担任の先生なら話しやすい」と思ってもらえるような信頼関係を構築する。
- ・同じ部活動の生徒に部活動中のIさんの様子や何か困っていそうなことがないかを聴き取る。

③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

- ・ 部活動全体の活動状況を全教職員で互いにチェックし合える、開かれた部活動に向けた環境整備。
- ・ 1人1台端末を活用した心の健康観察等、児童生徒の悩みを早期に発見できる体制の整備。
- ・ 周囲の生徒がいじめに関する情報を把握したときの通報・相談窓口の設置。
- ・ いじめと疑われる事案を把握した場合の対応マニュアルの作成。
- ・ 部活動における指導の在り方や、不適切な指導を防ぐための校内研修の実施。

解説

<法・基本方針・ガイドライン・提要等の関係箇所に関する解説>

○ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

（基本方針 P6）

○ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められます。

（基本方針別添2 P2、3）

○ 教職員の不適切な認識や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払わなければなりません。部活動であっても、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。

（基本方針別添2 P3、提要 P104）

○ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行います。

（基本方針 P5）

<事例に即した解説・協議のポイント>

■留意事項集2-5に即したポイント

【2-5】閉鎖的な集団におけるいじめ

本事例では、上下関係のある特定のメンバーと密に関わり合う「部活動」という人間関係の中でいじめの行為がエスカレートしてしまいました。部活動での指導や運営が、技術の向上や結果を出すことだけを目指して行われるのではなく、その土台として互いに尊重し合い、高め合い、支え合える人間関係ができているかが重要であることは言うまでもありません。

本事例の発端は、顧問の「そんな気の抜けたプレーをしているならIと交代させるぞ」という言葉でした。気の抜けたプレーをしていた3年生たちに、喝を入れるつもりで発した言葉でしたが、その言葉をきっかけに、Iさんに対するいじめ行為が始まってしまいました。

また、本事例では、顧問の権限が強く、普段から生徒同士で話し合う時間を設定したり、生徒と顧問が一緒になって相談して決めたりするなど、生徒が自己存在感や自己有用感を味わえるような部活動運営がなされていなかった可能性があり、3年生も心理的に追い詰められてしまっていた可能性もあります。

さらに、「いじめは良くない」と生徒が分かっているにもかかわらず、いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥いじめを受けてしまうことへの回避感情などが挙げられます。本事例では、3年生たちが、顧問から期待されている1年生のIさんに対して、③の「ねたみや嫉妬感情」を抱いていたことが想像できますが、強豪校であることや受験生であることなどの背景から、同時に①の「心理的ストレス」を感じていた可能性もあります。

Iさんが顧問に対してSOSを発した時点で、いじめを受けたIさんを徹底的に守るとともに、いじめを行った3年生たちのこうした背景にも早い段階で気づき、顧問からの声掛けやスクールカウンセラー等との面談を実施することができていたら、状況が変わっていたかもしれません。

■留意事項集1-6に即したポイント

【1-6】いじめ対策における組織的対応

本事例においては、担任はIさんの姿を見て、顧問に相談をしましたが、顧問は生徒指導主事を務めていたことから、担任もそれ以上意見を述べることはできませんでした。

「いじめのことはあの先生に任せておけばいい」というのは、法第22条の趣旨に反し、そのような考え方がいじめの重大化につながる可能性が高いです。一人の先生が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で対応を行う必要があります。ただ単に情報を共有するだけでなく、いじめの認知から対応までの過程、対応する教職員の役割分担、どの段階でどのような関係機関と連携するのか等を具体的に検討していき、実行する必要があります。本事例は、生徒指導主事である部活動の顧問に一旦は対応を任せようという形になってしまう可能性が高く、これを防ぐためにも学校いじめ対策組織で対応する必要性が極めて高い事案であると言えます。

■留意事項集1-5に即したポイント

【1-5】児童生徒が傍観者にならないための環境づくり

本事例においては、Iさん本人や、異変に気付いていた2年生の部員が相談できる相手がいなかったことも、事態の悪化を招いた一つの要因と考えられます。いじめは、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする生徒や、その周辺でいじめを見て見ぬふりをすることで暗黙の了解を与えている「傍観者」も含めて構成されていると考えることができます。周囲の生徒が早期に教職員へ相談し、「傍観者」にならないことでいじめの重大化を防ぐことにつながります。

他方で、自分が情報提供者であるということについて、いじめを行った生徒を含む他の生徒に知られたくないという理由から、教職員への情報提供をためらうことがあります。そのような生徒からの情報提供を促すためには、学校側において、学校いじめ対策組織がいじめを解決する相談・通報の窓口として信頼されることが必要であり、そのためには、生徒に対して、学校いじめ対策組織の存在及び活動が認識されるような取組を実施することが必要です。さらに、大切なのは「先生に自分の気持ちを伝えてもよい」「先生に相談してもよい」と生徒一人一人が感じられるような信頼関係を築くことです。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が遅れるような風土を教職員の支援の下で、生徒自らが作り上げるようにすることが必要です。そのためには、教職員による生徒への配慮に欠けた言動・暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

固定化した人間関係における 性的ないじめと学校の対応

高校2年生女子のJさんは、小学校から中学校まで単学級であったためクラス替えも行われず、高校でも地元の知り合いが多い状況で、人間関係は固定化されていた。クラスの中では、同じ中学校から進学してきた男女4人のグループが強い影響力を持っていた。Jさんは、そのグループの男子生徒Kさんと交際を始めたが、数か月後に関係が解消された。その直後から、Jさんに対する性的な言葉やからかいが始まり、SNSの4人のグループチャット内では「Kさんと付き合ってたくせに」「体目当てだったんじゃないの」などのメッセージに加え、KさんがJさんの裸の画像を共有していた。同級生の中の数名はその事実を知っていたが、誰にどうやって相談したらよいか分からず、声を上げることができなかった。そのため、教職員がその事実を把握することはなかった。

Jさんは、保健室に頻繁に訪れるようになり、「なんか疲れた」「誰にも話したくない」といった言葉を残すようになったが、養護教諭はJさんの交際の情報を知っていたため「思春期特有の悩み」と判断し、深く聴き取ることはしなかった。担任も「交際関係のトラブルはよくあること」として、特に対応を取らず、学級内の雰囲気も「少しざわついているが、深刻ではない」と判断していた。

一方で、Jさんの友人のLさんは、4人グループの教室での会話から、Jさんの裸の画像のことを知り、誰かに相談しようとした。スクールカウンセラーだよりに「困ったことがあったら昼休みに気軽に相談室に来てくださいね」と書かれていたのを思い出し、スクールカウンセラーの勤務日に相談室を訪ねた。

Lさんの相談を受けたスクールカウンセラーは、Lさんの了解を得た上で校長に報告するとともに、警察への相談を提案したが、校長は「いじめ対策組織で事実確認を行う」と判断した。

その後、関係生徒への事実確認を行い、4人とも不適切な投稿を認めた。担任はその場で関連する投稿や画像を削除させ、Jさんへの謝罪の場を設け、双方の保護者に対して指導の経緯について連絡をした。

後日、地域の放課後ボランティア活動に参加していたJさんが、活動中に泣き出す場面があり、ボランティアスタッフが学校に連絡を入れた。スタッフからは「SNSで画像が流出したことを心配していた」と伝えられたが、電話に出た当該学年の教員は「学校ではいじめとして認知して対応に当たった。謝罪を終えたのでたぶん解決していると思う」と回答した。

その翌日、保護者から学校に連絡が入り「学校は先日のいじめの件が解決したと考えているのは本当か。娘はショックを受けて学校に行かないと言っている。裸の画像が拡散されたとも聞いている。学校には任せられないので警察に被害届を出す」との話があった。

- ① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

想定される回答例

① 事例を読んで、学校の対応、担任の指導・対応や生徒の言動で気になったところを挙げましょう。

- ・事態を知った生徒がどこに相談してよいか分かっていなかった。
- ・養護教諭が交際のトラブルであってもいじめに発展する可能性がある危機感を持っていない。
- ・担任は学級内の雰囲気に対し違和感を持っているものの、深刻ではないと自分だけで判断した。
- ・裸の画像が拡散されているにもかかわらず、学校いじめ対策組織のみで対応していて速やかに警察への相談を行っていない。
- ・担任がJさんの裸の画像や投稿を削除させている。
- ・双方の保護者に対して、指導の経緯について連絡をしている点は評価できるが、Jさんの裸の画像が自宅のパソコン等で保存されている可能性を念頭に置いた確認や協力の依頼ができていない。
- ・基本方針で定めるいじめの解消の要件に当てはまっていないにもかかわらず、謝罪の場を設けたことだけでいじめは解決していると判断している教職員がおり、ボランティアスタッフから連絡を受けた際、教員が独自の判断でいじめは解決していると伝えるなど、全教職員にいじめの解消の要件に対する共通理解がされていない。

② ①で挙げた気になる点について、あなたが担任の立場であったら、いじめの重大化を防ぐために、どのように対応をしますか。

- ・ 学校いじめ対策組織の相談、通報窓口となる教職員について生徒や保護者に周知する。
- ・ 交際関係のトラブルを把握した時点や学級内の雰囲気違和感を持った際は、他の教職員に相談し、担任一人で抱え込まず誰かに相談する。
- ・ SNS上の誹謗中傷に該当する事案であるため、警察に相談し、画像やメッセージの扱いを含めた対応の留意点を確認した上で、指導を行う。
- ・ 交際に関する悩みであるため、同性の教職員に協力を依頼して聴き取りを行う。

③ あなたの学校では、このような事例を防止するために、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。また、あなたの立場からはどのような取組ができるでしょうか（その取組に必要なサポートについても考えてみましょう）。

- ・ 全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で、学校の取組や相談通報の窓口であること、誰に相談をすればよいのかを説明する場を設ける。
- ・ 全ての児童生徒を対象に、外部の専門家を招聘するなどして、SNSやインターネットの持つ危険性について、法的な視点も含めて学習する機会を設ける。
- ・ 日頃から警察との連携をとり、どのような案件であれば、警察に相談するべきかを理解することや、警察に通報するか迷った場合、相談できるような体制を構築しておく。
- ・ いじめの解消に関する要件を確認する等、法や基本方針等の定期的な研修を行う。
- ・ 困ったときに相談できる児童生徒と教職員との信頼関係づくりを行う。
- ・ 保健室や相談室などを気軽に利用できる場とする居場所づくりを行う。

解説

<法・基本方針・ガイドライン・提要等の関係箇所に関する解説>

- 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱い、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては教育的な配慮やいじめを受けた者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要になります。

(基本方針 P6)

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、全校集会でいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明するなど、児童生徒や保護者に対して、自らの存在・活動が認識される取組を行う必要があります。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要があります。

(基本方針 P27)

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）、②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する）の2つの要件が満たされている必要があります。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有しています。

(基本方針 P30、31)

- 困ったときに相談できる児童生徒と教職員との信頼関係づくり、保健室や相談室などを気軽に利用できる場とする居場所づくりなど、「安全・安心な学校環境」づくりが求められます。

(提要 P197)

<事例に即した解説・協議のポイント>

■留意事項集1-8、2-3、2-4に即したポイント

- 【1-8】 地域の関係機関との連携
- 【2-3】 交際関係の開始・解消、性的ないじめ
- 【2-4】 インターネット・SNSにおけるいじめ

本事例のように、単一学級等のクラス替えがない場合や小学校からの人間関係が継続している等、人間関係が固定化された集団においては、その集団独特の力関係、価値観やルールが生じやすく、それがいじめの発生や重大化につながる可能性があります。

本事例は、そのような人間関係が固定化された集団において、JさんがKさんと交際し、後に関係が解消されている状況です。交際関係のトラブルについては、プライバシーへの配慮から「これは生徒自身で解決すべき」「学校が踏み込んではいけない」「いじめではなく恋愛トラブルではないか」などと考えてしまい、対応が遅くなってしまう可能性があります。本事例でも、養護教諭や担任は、交際の情報を知っていたため、深く関与することはありませんでした。しかし、交際のトラブルであっても、法の定義に照らして考えれば「いじめ」に該当すると思われる情報を把握した場合には、法第23条に示されているいじめに対する措置を講じなければなりません。

特に、本事例でも行われていた、交際していた相手の恥ずかしい写真を、別れた腹いせにインターネット上で拡散するといったいわゆる「リベンジポルノ」や、交際相手との間に起こる精神的暴力、性的暴力、経済的暴力といったいわゆる「デートDV」など、事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものと認められる場合には、所轄警察署と連携して対処していく必要があります。また、このような行為が犯罪行為として扱われる可能性があることを生徒に理解させておくことも必要です。

本事例では、校長は画像に関する情報を把握したにもかかわらず、生徒指導上の問題であるとの考えから、警察への相談を速やかに行わず、結果として証拠となる当該画像を削除させています。直ちに、画像を削除していたとすると、被害届提出後の捜査に支障が出るのが予想されます。児童ポルノ法等に抵触するこのような事案が発生した場合には、速やかに警察に相談し、今後の対応について助言を求めることが肝要です。

なお、被害を受けた生徒へのケアを家庭と連携して対応するために、被害を受けた生徒及び保護者に連絡をすることも重要です。

■留意事項集1-7に即したポイント

【1-7】いじめを行った児童生徒への対応

本事例において、警察に相談していたとしても、いじめを行ったKさんを含めた関係生徒に対する指導を行うことは必要です。いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には生命・身体又は財産を脅かす行為にもなることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる必要があります。本事例では、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、学校教育法に基づく懲戒や警察との連携による措置も含め毅然とした対応をとることが必要です。決して警察等の関係機関に相談したから、学校は関与しないということではなく、関係機関と共に、関係生徒に指導を行っていく必要があります。

【参考】いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf



参考資料

[いじめ防止対策推進法](#)



[いじめの防止等のための基本的な方針](#)



[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)



[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト](#)



[生徒指導提要](#)



こどもまんなか
こども家庭庁

